

横浜市立葛野小学校 PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は、横浜市立葛野小学校PTAと称し、事務所を本校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 学校教育の発展に寄与するための活動に努める。
- (2) 児童の校外生活を豊かにするための活動に努める。
- (3) 児童の環境整備のための活動に努める。
- (4) 児童の保健衛生のための活動に努める。
- (5) 会員の研修と親睦をはかる。
- (6) 児童の保護、指導、福祉に関する法律の順法、並びに実施に関心を深め、公教育費を充実することに努める。

第3章 方 針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体とし、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 本会員及び本会の役員は、本会の名で営利的・宗教的・政党的・その他、本会本来の事業以外の活動をしてはならない。
- (3) 本会は、学校の活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の管理や教育の人事に干渉してはならない。
- (4) 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉をも受けない。
- (5) 本会は、国および地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第4章 会 員

第5条 本会の会員になることができる者は次の通りとする。

本校に在籍する児童の父母または、これに代わる保護者（以下保護者という）及び本校に勤務する校長・副校長・教職員とする。（以下教職員という）

第6条 会員は会費を納める。

第7条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第5章 会 計

第8条 本会の経費は、会費・その他の収入によって支弁される。

第9条 保護者の会費は児童一人につき、月額300円とする。教職員の会費も、月額300円とする。但し、8月分については徴収しない。

第10条 会費は総会において決定するものとし、学校指定日に納入する。

但し特別事情のある場合は、会費の一部または全額を免除することができる。

第11条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員及び役員の任務

第14条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. (1) 会長 1名 (保護者 1)
- (2) 副会長 2名 (保護者 2)
- (3) 書記 3名 (保護者 2 教職員 1)
- (4) 会計 3名 (保護者 2 教職員 1)

但し、上記定員は原則とし、校内外における円滑な活動を行うために会長以外の役員の増減は、実行委員会において望ましいと認められた場合、その人数を変更することができる。なお、変更は、実行委員会決議で認められた当該年度に限るものとする。

2. 役員は、他の役員・会計監査を兼ねることはできない。

第15条 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第16条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。
 - (2) 役員会及び会計監査の候補者推薦委員会を除いたすべての会議を召集し、主催するとともに、すべての会合に出席し、意見を述べるができる。
2. 副会長
 - (1) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は職務を代行する。
3. 書記
 - (1) 総会ならびに役員会、実行委員会の議事を記録し、各種会合連絡のための通知をし、文書の処理にあたる。
4. 会計
 - (1) 会計は本会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し、会計監査の承認を得て、総会に決算報告をする。

第7章 会計監査

第17条 本会の会計を監査するため若干名の会計監査をおく(保護者)。

第18条 会計監査は定期総会において、会計監査の結果を報告する。

第19条 会計監査は学期ごとに監査を行ない、また必要に応じて臨時に会計監査を行うことができる。

第20条 任期は1年とする。

第8章 役員及び会計監査の選出について

第21条 役員及び会計監査の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長を除く役員候補者を推薦委員会で推薦し、会長を含めた候補者を会員に文書で報告し、承認書によって承認を得て選出する。会長選出に関しては、学校と現本部役員との協議の上での指名推薦とする。選出にあたっては、第2章に則る。
- (2) 会計監査候補者は、前年度の役員(会計)を選出し、その結果を会員に文書で報告し、承認書によって承認を得て選出する。その際、会計監査としての委員履歴はつかない。但し、役員(会計)が再任された場合、会計監査候補者を推薦委員会で推薦し、その結果を会員に文書で報告し、承認書によって承認を得て選出する。その際も、会計監査としての委員履歴はつかない。
- (3) 新たに選ばれた役員は4月1日より就任する。

- 第22条 推薦委員の選出及び推薦委員会の構成は次のとおりとする。
- (1) 各学年より1名を選ぶとともに、オブザーバーとして学校長をあてる。
ただし、オブザーバーに議決権はなく推薦委員会における円滑な活動を行うために、推薦委員会及び会長と情報を共有し次年度の役員選出にあたる。
 - (2) 推薦委員会は会長以外の役員の候補者を会員から推薦する。
 - (3) 推薦する際には必ず候補者の同意を得なければならない。
 - (4) 推薦委員会は候補者の氏名を会員に発表し、承認書をもって承認を得なければならない。
承認は第24条に基づき承認されるものとする。
 - (5) 推薦委員は役員及び会計監査の候補者にはなれない。
 - (6) 推薦委員会の代表は必要ときは実行委員会に参加することができる。
 - (7) 役員・会計監査の決定と同時に推薦委員会はその任を解かれる。

第9章 総会及び役員会

- 第23条 総会は全会員によって構成され、本会の最高決議機関である。
1. 年度始めに次の事項についての定期総会を開催する。
 - (1) 活動報告
 - (2) 決算報告の審議及び承認
 - (3) 新年度計画の報告
 - (4) 予算の審議及び承認
 - (5) 新年度役員および会計監査の紹介
 - (6) その他の重要事項
 2. 臨時総会（書面総会を含む） 臨時総会は実行委員会が必要と認めたとき、また全会員の1/5以上の要求があった場合、会長が召集する。
- 第24条 総会は会員の1/5以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第25条 役員会は、本会の役員および校長によって構成され、必要に応じて会務を審議する。

第10章 実行委員会

- 第26条 実行委員会は、役員・各専門委員会の正副委員長、ならびに校長をもって構成され、本会の運営に参画し、会務を分掌する。
- 第27条 実行委員会は、総会に次ぐ決議機関であって軽微な事項については、この会の決定をもって総会とかわることができる。
- 第28条 実行委員会の任務は次のとおりとする。
- (1) 各専門委員会によって立案された企画を審議検討し、あわせて、各専門委員会の連絡調整をはかる。
 - (2) 予算案・決算報告書・年間事業計画案の審議検討及び報告書等の作成。
 - (3) 緊急事項の審議決定及び細則の制定・改廃。
 - (4) その他委任された事務を処理する。
- 第29条 実行委員会は役員会が必要と認めたときまたは委員の半数以上が必要と認めた時、会長が召集し開催する。
- 第30条 実行委員会は委員の半数以上が出席しなければ成立しない。
また、議事決定は出席者の過半数をもって決定する。

第11章 常任委員会及び特別委員会

- 第31条 本会の活動に必要な事項を企画運営するために常任委員会を置く。

- 第32条 常任委員会として、次のような専門委員会をおき、本会の趣旨に従って活動する。
- (1) 校外委員会は児童の家庭生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活にあたり社会環境整備の充実に協力する。
 - (2) 文化厚生委員会は、教育活動の協力援助をするとともに、会員相互の親睦をはかる。
 - (3) 広報委員会はこの会の趣旨徹底を目的とし、家庭と学校を結ぶ機関誌を発行する等情報の伝達、意見の交換に努める。
 - (4) 推薦委員会は、第8章に基づいて活動する。
但し、役員・会計監査の決定後、年度末までに欠員が生じた場合には、第8章22条に従って、再活動をしなければならない。

- 第33条 常任委員と各専門委員会の正副委員長を選出及び任期は、次のとおりとする。
- (1) 常任委員は、高学年（4，5，6年）、低学年（2，3年）、新1年生より選出する。
 - (2) 校外委員会は、各地区より選出された委員によって構成される。
 - (3) 各専門委員会は委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
 - (4) 各専門委員会の正副委員長及び委員の任期は1年とする。
但し、再任を妨げない。

- 第34条 必要のある場合は、特別委員会を設ける。
- (1) 特別委員会は、会長が実行委員会の承認を得て設ける。
 - (2) 特別委員会は、任務が終了すると同時に解散する。

第12章 顧 問

- 第35条 (1) 本会には、顧問をおくことができる。
(2) 顧問は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第13章 見 舞 金

- 第36条 児童及び職員が7日以上入院した場合は見舞金5,000円をおくるものとする。

第14章 個人情報取扱

- 第37条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第15章 細 則

- 第38条 本会の運営に関し、細則が必要な場合は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を得て決める。

第16章 改 正

- 第39条 この規約は総会（書面総会を含む）において、承認は第24条に基づき承認されるものとする。
但し、改正案は総会の通告のとき、もしくはそれ以前にその内容を会員に知らせなければならない。

付 則

この規約は、平成元年3月3日よりこれを施行する。

平成11年5月27日より一部改正
平成13年3月9日より一部改正
平成19年3月20日より一部改正
平成23年1月20日より一部改正
平成23年6月21日より一部改正
平成25年6月22日より一部改正
平成29年1月26日より一部改正
平成29年6月17日より一部改正
令和2年7月27日より一部改正
令和2年10月22日より一部改正
令和4年2月1日より一部改正